

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和8年7月24日（金）午後3時40分～午後4時40分	
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員8名（古川委員、大橋委員、橋本委員、関根委員、小寺委員、板垣委員、森田委員、尾上委員） 欠席者2名（町田委員、松浦委員） 事務局7名（小野澤部長、石野課長、長尾課長補佐、海老名係長、須田主任、堀内主事、桑原主事補）	
議題	（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項） （2）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について（報告事項） （3）地域密着型サービス事業者公募について（報告事項） （4）第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について（審議事項） （5）その他	
会議資料	・次第 ・資料1 市内地域密着型サービス事業者一覧（R8.7.1現在） ・資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況 ・資料3 令和7年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況 ・資料4 令和7年度介護保険事業所事故報告統計 ・資料5 令和7年度地域密着型サービス事業者公募結果 ・資料6 第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員長の確認により	
傍聴者の数	1名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会【司会：海老名係長】

2 議 題

（１）地域密着型サービスの現状について（報告事項）

【議長：古川委員長】

はじめに、議題（１）地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：桑原主事補】

はじめに、今回、委員の皆様が多くが新たに委員となられたため、改めて、「地域密着型サービス」について簡単に御説明する。

地域密着型サービスとは、高齢者が中度や重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、身近な市町村で提供される介護サービスである。事業所の指定・指導・監督の権限は、事業所が所在する市町村である。原則として、その市町村の市民であり、被保険者の方のみが利用することができるサービスとなっている。

お手元の資料１を御覧いただきたい。この資料は、市内の地域密着型サービス事業所を一覧で示しており、横軸はサービスの形態を、縦軸は第１から第６までの各圏域を示している。

第４圏域につきましては、過去、圏域の見直しを行った際に、結果として第４圏域には事業所が整備できていない状況となっている。

圏域にお住まいの方しか、その圏域に所在するサービスを受けられないということではないが、利用者の観点を鑑みると、生活圏域ごとに一定のサービスが確保されていることが望ましいものと考えている。

現状、本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの６業種、全部で２４事業所の指定となっている。なお、前回２月の本委員会でお示した以降、変更はない。

また、現在、令和８年度までを計画期間とする介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用促進を図るため、令和６年度から、グループホームや小規模デイサービス等の一部のサービスについては新規指定を行わないこととしている。

また、次回以降の会議においても、最新の整備状況について御報告させていただく。

続いて、資料２を御覧いただきたい。

先程お伝えしたとおり、地域密着型サービスは、原則、所在地の市区町村の住民のみが利用できるサービスとなっているが、特別な事情があれば、市区町村の区域を越えて利用を希望することができ、それぞれの市区町村が、サービスの利用について協議を行い、了承が得られれば他市の地域密着型サービスを利用することができる。

いわゆる、区域外利用と言うが、区域を越えてサービスの利用を希望する理由としては、例えば、その市にない地域密着型サービスを利用するために求められるケースや、介護認定の更新等により、要支援から要介護に区分が変わった方が、これまで利用していた市外のデイサービスを引き続き利用希望された場合に、制度上、総合事業のデイサービスから地域密着型デイサービスに移行するという場合などに、協議が必要となる事例がある。

この協議状況について、まず（１）のとおり、令和８年１月から令和８年６月までの間で、本市の市民が市外の地域密着型サービスを利用するため、本市から他市へ同意を求めたものは２件あり、いずれも同意をいただいている。

他市より利用の同意を得た「ほっとスペース笑む」については、選定理由として、事業所内に言語聴覚士が在籍しており、言語のリハビリを受けることができるため、当該事業所の利用を希望している。

続きまして、（２）のとおり、同期間におきまして、本市のサービスについて、他市から同意を求められたものについては６件あり、いずれも同意している。

この期間においては１件だが、例年の傾向として、他市から求められる本市の地域密着型サービスで最も多いのは１番の「TMG 療養デイサービスあい」である。

これは、療養通所介護というサービス種別で、主に難病等の重度介護者やガン末期の方であっても利用できるデイサービスであり、近隣自治体で同様のサービスを提供している事業所がないため、当該事業所の利用を希望する方が多くいらっしゃる。

また、地域密着型通所介護のうち、介護保険外サービスとして、いわゆる「お泊りデイサービス」を提供する２番～４番の「スリーベルデイ朝霞」についても、例えば、ショートステイが満員で入れなかった方が一時的に利用を希望するなどの理由で、利用を求められるケースが多くなっている。

なお、令和５年度の本委員会において、「他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針」として、協議の指針を定めている。その中で、事業所が受け入れることが可能な他市の市民の割合を利用者定員の２割と定め、利用人数に空きがあれば例外的に利用を認めることとしているため、併せて御報告させていただく。

議題（１）報告事項：地域密着型サービスの現状については、以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の資料１および資料２の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

説明があったとおり、地域密着型サービスは原則その市の方が利用するサービスだが、必要に応じて近隣の市町村などと地域密着型サービスの利用を双方で補っているということで、特に問題はないかと思われる。

次に、議題（２）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について（報告事項）について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：堀内主事】

お手元には資料３を御用意いただきたい。

介護保険制度において、介護事業所は、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められているが、その中で、国及び地方自治体は、指導により介護保険施設等が適正なサービスを提供できるよう支援する役割がある。

指導の方法には、集団指導と運営指導があり、集団指導は、正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標としており、いわば介護事業所に対し情報のインプットを図るもの、一方、運営指導は、介護事業所ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地にて行うものとなっており、集団指導で発信及び伝達した情報が確実に届いているかを確認する機会、日々のサービスで正しくアウトプットができているかを確認する場とされている。

朝霞市では、令和7年度は7月2日に集団指導を開催し、指導権限を有する地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し、サービスの運営全般に係る情報の伝達、注意事項等を説明した。

主な指導内容は、令和7年度における運営指導の重点項目・方針や、令和6年度の指導結果、地域密着型サービスに関する事項の説明、また、看護小規模多機能型居宅介護に関する研修を行った。

また、運営指導については、令和7年10月から令和8年2月にかけて、地域密着型サービス事業所の計5事業所を対象に実施した。

実施内容としては、「事前提出資料」として、対象事業所に予め重要事項説明書や契約書・勤務体制一覧表などを提出していただき、運営基準に基づいた内容が記載されているか確認する。その上で事業所を訪問し、施設内巡視やタイムカード、サービスの記録、介護計画なども確認しながら、人員・設備基準に基づいた運営がなされているのかの確認や助言を実施する。

確認の結果、改善する必要がある点については、事業所に対し指摘事項を列挙して、通知による指導を行う。令和7年度の指導内容について詳しく申し上げますと、重要事項説明書の記載内容を最新の情報に修正すること、個人情報が含まれる書類を適切に管理すること、緊急時・災害時のマニュアル・緊急連絡網を作成し事業所内に掲示すること、令和6年度から義務化された、業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、高齢者虐待の防止に係る各取組について、委員会や訓練を決められた回数どおり適切に実施すること、などについて、指導を行った。

なお、居宅介護支援事業所についても、令和7年度は8事業所を対象に運営指導を行っている。

また、運営指導の結果については、事業所の適切なサービス提供、事業運営の透明性を確保する観点から、市のホームページにおいて公表をしている。

続いて、資料4を御覧いただきたい。

朝霞市では、国が定める基準に基づき、介護サービス事業所に対し、サービス提供に関連して事故が発生した場合、事故の詳細や再発防止策などの報告を求めている。報告の基準としては、医療機関への受診を要する程度のケガなどが発生した場合に、市への報告を求めている。

資料4にある表は、令和7年度中に市へ報告書が提出された、介護事業所における事故の件数を、サービス種別・事故種別毎に取りまとめたものである。なお、事故種別が複数にまたがる事故については、最終的に病院等で診断された結果の種別で計上している。例えば転倒した結果、病院で骨折と診断された場合については、「転倒・転落」ではなく「骨折」としてカウントしている。

令和7年度の事故件数の総数は237件で、表の下半分に記載した地域密着型サービス事業所について見ると、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでの事故発生が29件と、最も多くなっており、また、事故種別では、「誤薬・与薬もれ」が23件で最も多くなっている。

なお、参考として、表の上半分、都道府県等が指定する広域型の介護サービス事業所を含めた全件を見ると、サービス種類としては、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームでの事故発生が118件、最下段に記載している事故の種別の総計としては、骨折が68件と、最も多くなっている。

特に、認知症対応型共同生活介護や都道府県が指定権限を有する特定施設入所者生活介護をはじめとする入所施設は、利用者の母数が他のサービスより多いことや、24時間にわたり利用者の生活全般に係るケアをしていること、また、特別養護老人ホームなどではケアも手厚い一方で、利用者の介護度も高い等の要因から、事故が多く発生する

傾向がある。

次に、資料の2枚目を御覧いただきたい。地域密着型サービスで発生した事故のうち、事業所から報告のあった事故の概要について、事故種別ごとに、抜粋して記載している。すべての事故の内容を資料に示すとかなりの量になるため、事故種別ごとに件数を絞りお示ししている。説明は割愛させていただくが、参考として御覧いただければと考える。

なお、事故が多く発生した事業所については、訪問して、改めてなぜ事故が発生したのか、きちんと再発防止策がとられているか等を直接管理者に確認し、改善報告書の提出を求めるなどの対応を行っている。

さらに、先ほども御説明した集団指導や、事業所各自が開催する運営推進会議において、適宜指導等を行うとともに、事故が発生した場合は必ず報告するよう周知にも努めている。実地で行う運営指導においても、各事業所の事故やヒヤリハットの記録等を実際に確認し、事故の内容について事業所内で共有されているか、再発防止策が検討されているか確認するなどにより対応している。

こうしたように、市としても機を捉えて、介護事故の防止に努めているが、事業所を支援する観点も踏まえながら、引き続き適切な指導、支援に努めていく。

以上で、議題（2）の説明を終わる。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

私の方からコメントをさせていただく。毎年この資料を拝見しており、現実問題として事故をゼロにするということは恐らくできないものだと考えている。人と関わる仕事の中では様々なエラーが当然発生するため、大切なことは、その原因を解明してどういう風に対応していくかということであり、事務局から御説明があったとおり、適切に集団指導や運営指導などで対応しているということのため、事故をゼロにするために一層監視を強めるような、例えば極端なケースとして人権侵害になるような、そのような方向に進めばまた別の問題が発生してくると思われる。そのため、グループホームや、今回のこの議題の対象ではないが、広域型サービスの有料老人ホーム等でもかなりの数の事故で、数字だけ見ると驚くような数にも見受けられるが、ただそれに対して適切に対応していくということを、今後も進めていくことが重要であると考えている。

運営指導も市と事業所の双方が大変かと思うが、継続して実施することが重要であり、さらに最も大切なことはやはり利用者の人権、尊厳を守るところだと考えるため、数字に捉われると想定しない方に進んでしまう、あるいは見守り等でも今ではセンサーをはじめ様々な良いものが出てきており、センサーやビデオカメラで確認できるというメリットがある反面、四六時中見られているのか、というような話も出てくるなど、実際の利用者本人はそのようなセンサーあるいはカメラがあることをどこまで理解してらっしゃるかというような問題が出てくるため、利用者の人権保護の観点と、事故を減らしていくということは、車の両輪で適切に考えていく必要があるため、引き続きよろしくお願いしたい。

委員の皆様からは何かあるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題（3）地域密着型サービス事業者公募について（報告事項）について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：須田主任】

それでは、議題（3）地域密着型サービス 事業者公募について御説明する。

お手元には資料（5）を御用意いただきたい。

まず、「看護小規模多機能型居宅介護」について、簡単に御説明する。

なお、以降の説明の中で「看護小規模多機能型居宅介護」については、略称として「看多機」と称させていただくのでご了承いただきたい。

この看多機については、デイサービス、訪問介護、ショートステイの3つのサービスに、訪問看護の機能を加えた、介護と看護のサービスを一体的に提供することができる地域密着型サービスとなっている。同じ地域密着型サービスに、似たような名称で「小規模多機能型居宅介護」というサービスがあるが、看多機は、この小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問看護を追加したものとなっている。医療ケアが必要な方や家族の介護負担を軽減したい方などの在宅生活を支援するために設けられた比較的新しいサービスであり、主治医と連携しつつ、訪問看護と訪問介護、通い、泊まりを一つの事業所で提供することができるため、利用者としては、利用手続きが一度で済み、顔馴染みのスタッフが対応してくれる安心感とともに、1つの事業所で一体的にサービスが提供される、というメリットがある。

そうした中、朝霞市では、第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護が必要になった高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市内の介護事業所の整備状況や介護保険料等を考慮しながら、地域密着型サービスの基盤整備を進めている。

令和6年度から令和8年度、今年度までの3年間を計画期間とする第9期計画については、各種アンケート調査の結果や、今後の高齢者人口、要介護認定者数の増加、在宅での医療ニーズの高まり等を見据え、看多機を1か所整備することを計画の重点課題として位置付け、前回2月に開催した本委員会においても、看多機の公募要項や選考基準等について御審議いただき、資料にも記載のとおり、令和7年度は3回の公募により運営事業者の募集を実施してきた。

結論としては、問い合わせ等は何度かあったが、残念ながら応募には至らなかった。毎度の報告で心苦しいところもあるが、市としても、公募に際しては、県内や東京都などの120社以上の法人に対しダイレクトメールを送付するほか、埼玉県西部福祉事務所や日本看護協会に依頼し周知を図る、市内の居宅介護支援事業所に対し、看多機のサービスを紹介する機会を設けるなど、あらゆる面から積極的に募集に努めてきたが、応募には至らず、大変残念な思いである。

なお、今年度（令和8年度）については、公募を実施した場合、どれだけ早く整備できたとしても、事業所の開設時期が令和9年度となり、第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間にまたがる形となるため、第10期計画をこれから策定していく中で、策定される前に令和9年度の看多機の整備を目指すとなると、第10期計画における介護保険の給付費、いわゆる財源的な影響があるため、令和8年度については公募を実施する予定はない。したがって、第9期計画期間中における看多機の整備はこれをもって、事実上困難な状況となったので、御報告をさせていただく。

なお、第10期計画における地域密着型サービスの整備方針については、後の議題（4）で御説明させていただく。

議題（3）については以上である。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

私からコメントだが、まず資料1にもあるとおり、看多機が市内に1つもないということで、私はよく仕事で海外に赴き、海外の専門家との付き合いが多い中で、小多機や看多機は、本当に日本が世界に誇る非常に魅力的なサービスと考えており、利用者にとっては大変使い勝手がよく、素晴らしいサービスである。

そのため、ぜひ整備できたらと考えているが、今回報告があったとおり、考えられるあらゆることを実施したにも関わらず、今期での整備が叶わなかったということで、大変残念に思う。市の皆様は本当に大変な御苦勞をされたと思う。ここで話し合ったからといって、すぐに整理ができるというものでは全くないが、第10期についても引き続き、利用者にとっては本当にこれほど魅力的なサービスはないというぐらい、とても重要なものだと思うので、引き続き時期頑張っていけたらと個人的には考えている。

他の委員の皆様はいかがか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

次に、議題（4）第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について（審議事項）について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：海老名係長】

それでは議題（4）について説明する。お手元には資料6を御用意いただきたい。

はじめに、朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、簡単に説明をさせていただきます。この2つの計画は、法的な位置付けとして、老人福祉法、介護保険法の2つの法律に基づき、また次期計画では認知症施策推進計画についても一体的に策定するものである。

第10期計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間として策定するが、その計画の中で、地域密着型サービスの基盤整備として、どのような整備を目指すのか、あるいはどのようなサービスを制限していくのかの方向性を計画の中で位置付けるものとしている。それを検討するに当たり、皆様に御審議をお願いしたい。

まず、整備を目指すサービスについて説明する。

1点目は看護小規模多機能型居宅介護である。これについては、第8期計画から整備を目指し、第9期計画においては重点課題として位置付け整備を目指してきたが、中々整備が進まない状況が続いている。それでも、市としては、看護小規模多機能型居宅介護は今後の高齢者人口の増加、医療ニーズの高まりのほか、資料に理由と記載しているとおり、第10期計画に係るアンケート調査結果やケアマネへのヒアリング結果等を踏まえ、第10期計画においても全圏域を対象に看護小規模多機能型居宅介護の整備を目指してまいりたいと考えている。

2点目は定期巡回・随時対応型訪問介護看護である。これについては、第1圏域、第4圏域、第6圏域の3圏域と記載しているが、ここで資料1を御覧いただきたい。現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、第2圏域、第3圏域の市内2ヶ所に

整備されている現状にある。この2事業所により、市内の広範囲を対応していただいているが、一部地域は実態的に対応できていない、対応し切れていないエリアもあり、その上で第1圏域、第4圏域、第6圏域にある、根岸台方面や栄町方面、内間木方面などのエリアへの対応を強化していきたいと考えている。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても、医療ニーズに対応できる重要なサービスであり、第10期計画では看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を重点課題として位置付け、それぞれ整備を目指していきたいと考えている。

また、似たような名称で小規模多機能型居宅介護がある。先程の2種の事業所に小規模多機能型居宅介護を加えた3種の事業所は、公募制として運営事業者の募集をすることができるが、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は公募対象として位置付け、小規模多機能型居宅介護については公募の対象とせず、整備はしないものとし、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については令和9年度、令和10年度の公募により募集をしてまいりたいと考えている。なお、資料上、グループホーム併設可とあるが、こちらについては第9期計画から引き続きグループホームの併設を認める形で検討したいと考えている。

次に、整備を制限するサービスについて説明する。

1点目は、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホーム、2点目は、地域密着型特定施設入所者生活介護、いわゆる小規模介護付き有料老人ホームである。

これらについては、総量規制として整備を制限し、整備数を第10期計画期間中は0ヶ所、いわゆる整備をしない方針で進めてまいりたいと考えている。なお、この方針については、第9期計画から継続して総量規制を実施していきたいと考えている。

理由としては、施設入所者よりもやはり在宅介護の希望がアンケート調査などから高まりを見せている点、また、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホームについては、地域密着型サービスよりも、県指定のいわゆる広域型サービスで一定程度整備が進められている点などもあり、整備をしない総量規制として位置付けてまいりたいと考えている。

次に、3点目の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについてだが、同じく総量規制として整備数0ヶ所として、第9期計画から継続をしてまいりたいと考えている。

ただし、先ほど説明したとおり、令和9年度及び令和10年度は公募を実施し、グループホームの併設を認める運用としたいが、万が一、令和9年度、令和10年度の公募においても、事業者からの応募がなかった場合に限り、令和11年度、計画期間の最終年度に限り、単体整備として1か所のみ整備を認める運用としたいと考えている。

なお、整備する圏域については、第2圏域、第4圏域を検討している。資料1を御覧いただきたい。グループホームは現状、第2圏域、第4圏域に整備ができていないため、第2圏域、第4圏域の整備のみ、かつ、計画の最終年度に限り整備を認めるという運用をしていきたいと考えている。

理由については、アンケート調査の結果から、認知症への対応が求められている背景が高まっていること、また、ケアマネへのヒアリングにおいても、特に介護者の観点において、家族等の介護負担が増大し、在宅介護の継続が困難になるケースが目立っているとの背景も確認されたことから、施設整備は原則進めはしないものの、グループホーム1ヶ所、最終年度に限り整備を認める運用としていきたいと考えている。

また、4点目、地域密着型通所介護については、第4圏域に限り1か所の整備を認める運用での総量規制を実施したいと考えている。

第9期計画においては、一切整備を認めない総量規制として実施したが、現状、第4圏

域のみ地域密着型サービスが整備できていない現状があること、また、在宅介護の需要が高まる背景において、やはりデイサービスは介護サービスの要でもあると考えることから、第4圏域の整備を目指していきたいと考えている。

最後に、5点目、療養通所介護及び認知症対応型通所介護については、総量規制をしない、いわゆる指定申請が市にあり、条件を満たしていれば随時指定をする運用としていきたいと考えている。これも第9期計画から継続する形で検討している。

資料説明は以上となるが、整理すると、整備を目指すサービス、整備を制限するサービスの内容について、皆様の御意見をいただければと考えている。御審議をよろしくお願いいたします。

【議長：古川委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、御意見、御質問等あるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

私から質問させていただく。資料6の一番下、「整備を制限するサービス（案）」の中の一番下（5）療養通所介護、認知症対応型通所介護について、先程の説明で、申請があれば認める方向でということで、資料1の説明でもあったとおり、認知症対応型通所介護も整備したいところであり、同じく療養型デイサービスも整備したいところだが、なぜこの（5）が整備を制限するサービスに入っているのか、説明していただいてもよろしいか。

【事務局：海老名係長】

資料の構成上見にくくなっているが、御指摘のとおり、整備を制限するものではなく、あくまで随時の申請を受け付けるものとして運用していきたい。

【議長：古川委員長】

承知した。他に委員の皆様から何か質問、あるいは確認なども含めて御意見はあるか。

——意見なし——

【議長：古川委員長】

少し本題から外れるかもしれないが、私も高齢者の地域在宅生活継続支援といった分野で長く研究や活動をしているが、やはりこの地域密着型サービスというものは、その中で肝になるものであり、必要なサービスさえあれば在宅生活の継続ができるにも関わらず、いわゆる介護負担感の問題から「家ではもう見切れない」となってしまうような事例がよくある。そのような中で、この地域密着型サービスの看多機や小多機、通所介護などのサービスを上手に活用して利用することができれば、本人が望む在宅生活を継続できると考える。

今回、計画のアンケート調査に加え、丁寧にケアマネジャーへのヒアリングなどをされており、そのようなデータが入っている中で第10期計画となるため、必要なサービスが整備されていくことが、これからの地域福祉や高齢者福祉にとって肝になると考えているため、よろしくお願いいたします。

他委員の皆様はよろしいか。

——意見なし——

それでは御意見や質疑等なければ、資料 6 のとおり進めていくということで異議はないか。

———異議なし———

【議長：古川委員長】

それでは異議なしとして認め、議題（4）については承認とさせていただきます。

それでは、議題（5）その他について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局：堀内主事】

次回の運営委員会について、御連絡をさせていただく。次回は、来年 1 月末～2 月上旬頃の開催を考えている。具体的な日時等については、開催が近付いたら、通知文書にて御案内させていただく。議題（5）その他については以上である。

【議長：古川委員長】

委員の皆様から何か報告等あるか。

———報告等なし———

【議長：古川委員長】

それでは以上をもって、すべての議題を終了したため、これにて議長の任を解かせていただく。

円滑な進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

3 閉会

【司会：海老名係長】

議事進行に感謝申し上げます。

以上で本日の会議を終了する。本日は長時間にわたり御協議いただき、併せて感謝申し上げます。